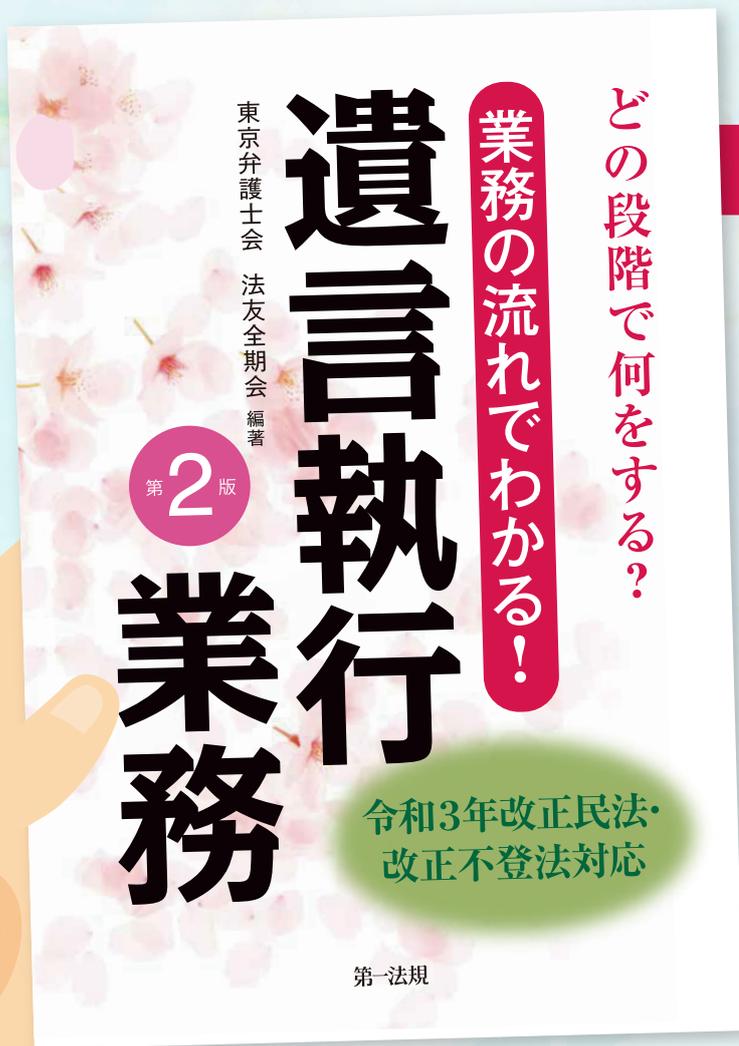


📖 はじめてでも大丈夫!

遺言執行業務を基本から押さえない弁護士のための一冊!



どの段階で何をする?

業務の流れでわかる!

# 遺言執行 業務

第2版

令和3年改正民法・改正不登法対応

東京弁護士会法友全期会 編著

[体裁] A5判 / 458頁

[定価] 4,070円 (本体: 3,700円+税10%)

## 本書の特長



- ① 遺言書作成関与から業務終了事務まで、業務の流れに沿って解説!
- ② 改正民法施行から蓄積された実務動向・裁判例の知見を網羅した待望の第2版!
- ③ 遺言執行者に必要な基本事項と留意点をわかりやすく解説! 経験の少ない若手弁護士を支援する一冊!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# 遺言作成関与から実際の執行まで、どの段階で何をすべきかがわかる!

## 目次(抜粋)

### 序章 弁護士業務としての遺言執行

- 第1節 遺言執行総論
- 第2節 遺言執行者の地位と権限
- 第3節 弁護士が遺言執行者に就職する場合

### 第1章 遺言書作成から関与する

- 第1節 遺言者のニーズを把握する
- 第2節 遺言の種類を選択する
- 第3節 自筆証書遺言を作成する
- 第4節 公正証書遺言を作成する
- 第5節 具体的な遺言書の書き方
- 第6節 遺贈
- 第7節 特定財産承継遺言
- 第8節 配偶者居住権
- 第9節 持戻し免除の意思表示
- 第10節 遺留分
- 第11節 遺言書の保管及び探索

### 第2章 遺言執行者に就任する

- 第1節 遺言書・相続人を探す
- 第2節 遺言で指定された場合
- 第3節 裁判所による遺言執行者の選任
- 第4節 遺言執行者が複数のとき

### 第3章 遺言執行業務を行う

- 第1節 遺言執行者の権利義務
- 第2節 相続財産管理人・相続財産清算人と遺言執行
- 第3節 遺言対象財産の管理開始
- 第4節 財産目録原案の作成・交付
- 第5節 特定財産承継遺言の実現
- 第6節 遺贈の履行
- 第7節 債務の弁済と相続財産の破産
- 第8節 遺言による財団の設立・信託の設定
- 第9節 遺言による認知
- 第10節 遺言による推定相続人の廃除
- 第11節 祭祀承継者の指定
- 第12節 生命保険金の受取人の指定・変更
- 第13節 相続人の処分行為があった場合

### 第4章 遺言執行業務におけるトラブルに対処する

- 第1節 遺言執行者と訴訟・調停
- 第2節 遺言と異なる遺産分割
- 第3節 遺言執行者解任審判の対処法
- 第4節 涉外事件と遺言執行
- 第5節 遺言執行者として懲戒請求されないために

### 第5章 遺言執行業務を終了する

- 第1節 遺言執行者の地位の喪失
- 第2節 遺言執行費用の清算
- 第3節 遺言執行者の報酬

### 全体の業務の流れ

書式例	
財産目録	
遺言者 亡 ●野●部 令和●年●月●日(被相続人死亡日)現在 作成者 遺言執行者 弁護士 全期 太郎 郎	
1 不動産	
(1) 土地	●市●町●香 宅地 ●㎡ ●市●町●香 家屋番号 ●香
(2) 建物	鉄骨作り亜鉛メッキ調板屋葺3階建 居宅 1階 ●㎡ 2階 ●㎡ 3階 ●㎡
2 動産	
(1) 現金・預貯金	現金 金●円 ●銀行 ●支店 普通預金 口座番号 ● 金●円
(2) 有価証券・債権等	●株式会社 普通株式 1000株 貸付金 金●円 債権者 ● 住所●
(3) 自動車	車名 ● 型式 ● 登録番号・車両番号●
(4) その他	上記建物に所在する動産他家具等一式(包括的記載)
3 債務等(消極財産を入れる場合)	借入金 金●円 債権者 ●銀行 ●支店 カードローン

第2節 相続財産管理人・相続財産清算人と遺言執行	
第1款 問題の所在	
令和3年改正民法では、相続の段階ごとに、相続財産管理人の選任その他の相続財産の保存に必要な処分を命ずる相続財産管理制度が設けられていた。例えば、承認・放棄前の管理人(令和3年改正民法918条2項)、相続放棄後の管理人(令和3年改正民法940条、令和3年改正民法918条2項)等がそれに当たるが、複数の相続人が単純承認をしたが遺産分割が未了である場合については規定がなかった。他方で、相続人があることが明らかでない場合には、相続財産の清算を職務とする管理人(令和3年改正民法922条)が選任される仕組みが用意されていたが、相続財産の保存のみを目的とする財産管理制度は用意されていなかった(令和3年改正民法等Q&A・222頁)。	
これに対し、令和3年改正民法は、相続が開始すれば、相続の段階にかかわらず、いつでも家庭裁判所は、相続財産管理人の選任その他の相続財産の保存に必要な処分を命ずることの包括的な規定を設けた(令和3年改正民法897条の2第1項)。これにより、今まで規定がなかった、①共同相続人が相続の単純承認をしたが遺産分割が未了で、相続財産の管理を行う者がいない場合、②相続人のあることが明らかでないケースで相続財産の管理を行う者がいない場合についても、相続財産の保存に関する必要な処分をすることが可能となり(令和3年改正民法等Q&A・223頁)、過渡的な状態にある相続財産の保存に関する統一な規律が設けられたことになる。	
他方、令和3年改正民法の下で、数人の相続人が限定承認した場合に令和3年改正民法906条1項によって選任される「相続財産の管理人」	
第2編 相続財産管理人・相続財産清算人と遺言執行 257	

第2款 相続人等への交付とその時期	
1 相続人等への交付	
遺言執行者は、作成した財産目録を遅滞なく相続人に対して交付しなければならない(1011条1項)。	
遺留分を有しない法定相続人に対しては財産目録の交付をしなくてもいいという問題がある。例えば、兄弟姉妹だけが相続人である場合に、全財産を第三者に包括遺贈する旨の遺言があったときに、その兄弟姉妹に対しては財産目録の交付をしなくてもいいという場面である。兄弟姉妹には遺留分がないから、この兄弟姉妹は相続関係から離脱するため、遺言の執行とは無関係のように思えるからである。	
しかしながら、遺言の無効が争われることもあるし、財産目録作成が遺言執行者の管理すべき財産の範囲を明らかにするという観点があることなどから、遺留分のない法定相続人にも財産目録を交付しなければならない(新法注釈(28)(泉久雄)330頁)。	
したがって遺留分を有するか否かにかかわらず、すべての相続人に対して交付すべきである。	
2 交付時期	
本節第1款のような相続財産目録の機能に照らすと、条文にあるとおり遅滞なく作成しなければならない。	
(川崎公司)	
第4編 相続財産目録の作成・交付 279	

お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索

CLICK!

キリトリ線

書名	価格	部数
どの段階で何を?業務の流れでわかる! 遺言執行業務<第2版> [091736]	定価4,070円(本体3,700円+税10%)	部

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。  
\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

事務所名 〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 公用 私用

フリガナ 〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 TEL 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

お客様よりお預かりした個人情報、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報については照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihokico.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

### 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先  
〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
☎ FAX.0120-302-640

書店印